

# < ショートステイ利用料金について >

令和4年10月1日～

当施設をご利用するにあたり、食事や部屋代が安くなる制度がございます。  
利用者(後、配偶者)の収入等に応じて、第1段階～第4段階に料金が分かれております。

『介護保険負担限度額認定証』については申請が必要ですので  
下関市役所 介護保険課 給付係までお問い合わせください。

※利用状況によりその加算額も異なります(裏面参照)

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要支援1		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	523	第1段階	300	820	1,734
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	45	第2段階	600	820	2,034
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	15				
介護職員等ベースアップ等支援加算	9	第3段階①	1,000	1,310	2,924
		第3段階②	1,300	1,310	3,224
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,170
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>614</b>				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要支援2		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	649	第1段階	300	820	1,876
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	56	第2段階	600	820	2,176
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	18				
介護職員等ベースアップ等支援加算	11	第3段階①	1,000	1,310	3,066
		第3段階②	1,300	1,310	3,366
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,312
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>756</b>				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護1		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	696	第1段階	300	820	1,949
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	600	820	2,249
介護職員処遇改善加算Ⅰ	61				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	20	第3段階①	1,000	1,310	3,139
介護職員等ベースアップ等支援加算	12				
		第3段階②	1,300	1,310	3,439
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,385
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>829</b>				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護2		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	764	第1段階	300	820	2,026
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	600	820	2,326
介護職員処遇改善加算Ⅰ	67				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	22	第3段階①	1,000	1,310	3,216
介護職員等ベースアップ等支援加算	13				
		第3段階②	1,300	1,310	3,516
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,462
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>906</b>				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護3		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	838	第1段階	300	820	2,109
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	600	820	2,409
介護職員処遇改善加算Ⅰ	73				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	24	第3段階①	1,000	1,310	3,299
介護職員等ベースアップ等支援加算	14				
		第3段階②	1,300	1,310	3,599
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,545
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>989</b>				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護4		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	908	第1段階	300	820	2,188
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	600	820	2,488
介護職員処遇改善加算Ⅰ	79				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	26	第3段階①	1,000	1,310	3,378
介護職員等ベースアップ等支援加算	15				
		第3段階②	1,300	1,310	3,678
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,624
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>1,068</b>				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護5		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	976	第1段階	300	820	2,263
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	600	820	2,563
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	27	第3段階①	1,000	1,310	3,453
介護職員等ベースアップ等支援加算	16				
		第3段階②	1,300	1,310	3,753
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,699
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>1,143</b>				

加算項目一覧表

	加算項目	単位	説明
常時加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	18	夜勤職員の数最低基準を1名以上上回っている場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の割合が80%以上の場合
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×8.3%	国が定めた介護職員に対する賃金改善のためのものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位に8.3%の金額が加算されます
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×2.7%	国が定めた技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的としたものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位に2.7%の金額が加算されます
	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数 ×1.6%	国が定めた介護職員等に対する賃上げ効果の継続のためのものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位に1.6%の金額が加算されます

下記の加算はその加算の対象になる方や発生時に算定します。

加算項目	単位	説明
療養食加算	8/1食	療養食を提供した場合(糖尿病食や腎臓病食など)
送迎加算	184(片道)	利用者や家族等の事情等から送迎を行うことが必要な場合
緊急短期入所受入加算	90	緊急に利用者を受け入れた場合(7日限度)
長期利用者提供減算	-30	連続30日を超えて利用している場合、連続30日を超えた日から減算を行う
若年性認知症利用者受入加算	120	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供した場合